

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	ケアプラン福浜
所 在 地	岡山市南区福富中2丁目8-7
サービスの種類と 介護保険指定番号	居宅介護支援 3370113999号
管 理 者 連 絡 先	芥川 大二郎 086-902-0228
サービス提供地域	岡山市

(2) 事業所の職員体制と業務内容

職 种	業 務 内 容	人 員
管 理 者 介 護 支 援 専 門 員	相談窓口 介護保険代行申請 訪問調査の受託 居宅サービス計画作成 苦情の対応	1名
介 護 支 援 専 門 員	介護保険代行申請 訪問調査の受託 居宅サービス計画作成	2名

(3) 営業時間

月～土曜日	8：30～17：00
休 日	日曜日・祝祭日・12月30日～1月3日

2. 事業の目的と運営の方針

(目的)

法人岡山医療生活協同組合が開設するケアプラン福浜が行う指定居宅支援事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者から依頼を受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づいて指定居宅サービスの提供が確保されるようサービス提供事業者等と連絡調整、また、要介護者等が施設への入所を要する場合には、介護保健施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(方針)

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

3. サービス利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料について、法律の規定に基づき（法定代理受領）

利用者自己負担はありません。当事業所は以下の要件に基づき特定事業所加算Ⅲを算定しておりますが、この事についても利用者負担が発生する事はありません。

- ・特定事業所加算Ⅲ算定要件

- ①主任介護支援専門員を配置していること

- ②常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること

- ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること

- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に関する体制を確保していること

- ⑤運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと

- ⑥介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満であること。

- ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、

- 居宅介護支援を提供していること

- ⑧介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること

- ⑨介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること（平成28年11月22日から適用）

- ⑩他法人が運営する居宅介護支援事業所と協同の事例検討会研修等を実施していること

- ⑪地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加していること

- ⑫家族に対する介護等を日常的に行っている児童（ヤングケアラー）や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

- ⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

(2) 交通費その他の費用は徴収しません。

4. 緊急時・事故発生時の対応

(1) 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

(2) 事故発生時には、速やかに関係機関（家族・医療機関・保険者）へ連絡する。

(3) 損害賠償が生じた場合は、速やかに対応する。

(4) 再発防止に努め職員に周知徹底する。

5. 当事業所のサービスについての相談、苦情申立窓口

電 話	086-902-0228	
F A X	086-265-3330	
責 任 者	芥川 大二郎	
対 応 時 間	月～土曜日	8：30～17：00
	休 日	日曜日・祝祭日 12月30日～1月3日

6. 行政機関その他の苦情受け付け機関

岡山市事業者指導課	所在地	岡山市北区大供3丁目1-18 K S B会館4階
	TEL	086-212-1012
岡山県国民健康保健団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町17-5
	TEL	086-223-8811
岡山市介護保険課	所在地	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号
	TEL	086-803-1240

7. 秘密保持について

- 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

8. 虐待防止のための措置

- 利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
 - 従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
 - 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - 虐待防止責任者は管理者とします。
- 従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを岡山市に通報します。

9. 業務継続計画の策定等について

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するして居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、周知徹底します。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 1. 身体拘束の禁止について

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合)

- ・利用者又は従業者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ・身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
- ・身体拘束その他の拘束制限が一時的なものである場合。

1 2. 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見人制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

1 3. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者及びその家族は、介護支援専門員に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。

介護支援専門員は、半年ごと（3月～8月、9月～2月）に当事業所において作成されたケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの占める割合について文書を交付して説明する義務があります。

1 4. 医療と介護の連携の強化

病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えてください。